

■相談支援事業所って何？

① 相談支援事業所とは…

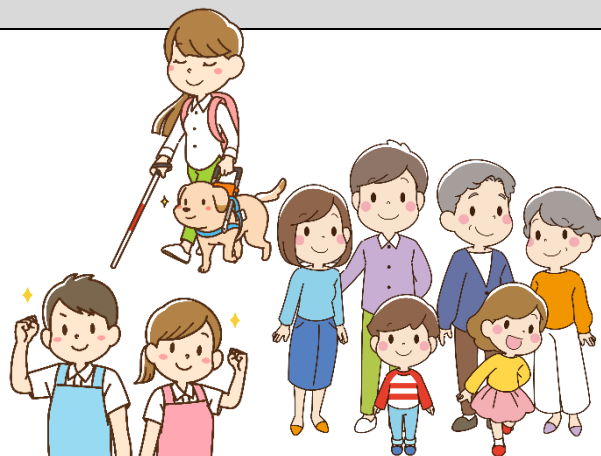
障がいのある方、そのご家族、地域の人々の色々な困りごとや悩みごとをお聞きし、解決方法を一緒に探すところです。



② どんな人が相談できる？

- ・障がいや難病のあるお子さん、大人
- ・ご家族の方
- ・関係施設、関係機関の職員の方
- ・道南地域（函館市・北斗市・七飯町など）
にお住まいの方

など



③ 相談する方法は？

- ・電話



- ・FAX



- ・家庭訪問



- ・メール



- ・来所相談



ご希望に沿って対応させていただきます。

④ どんなことを相談できる？

- ・福祉サービスの利用について相談したい
- ・日常生活のことについて相談したい
- ・仕事のことで相談したい
- ・学校のことで相談したい
- ・悩んでいることがあるけれども、どこに相談したら良いかわからない。
※上に書かれていることはあくまでも例です。
上に書かれていないことでも、一緒に考えていきます！



⑤ 相談する時にお金はかかる？

基本、お金はかかりません（無料）。

※相談支援事業所によっては、交通費がかかるかもしれません。

基本無料

■相談支援専門員の役割は？

障がいのある方の相談を受けるための専門的な研修を受けた相談員（相談支援専門員）などが対応します。
相談支援事業所には、「相談支援専門員」という職種の相談員が必ずいます。

相談員の中には、社会福祉士、精神保健福祉士、
介護福祉士、保育士などの国家資格などを持って
いる人もいます。



■指定特定相談支援事業所って何？

障がい福祉サービスを利用する時に必要な「計画相談支援」を行うところです。



計画相談支援とは

ヘルパーさんを使いたい、作業所に通いたい、グループホームに入りたい時など障がい福祉サービスを利用するためには、「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」というものが必要になります。

「どのサービスをどれくらい利用できると良いのか」などについて、ご本人が毎日の生活をよりしやすくするために、ご本人やご家族、関係機関の人たちと話し合いながら作成するのが「サービス等利用計画」です。

作成したサービス等利用計画が適切かどうかについて適宜ふり返る「モニタリング」ということも行います。

自分で「指定特定相談支援事業所」を選ぶことが難しい方は、「委託相談支援事業所」に事業所探しのお手伝いをしてもらうことができます。

■セルフプランって何？

計画相談支援で作成するサービス等利用計画とは異なり、障害福祉サービスを利用する方自らで作成する計画のことを「セルフプラン」と言います。

⇒ 障がい福祉サービスを利用するご本人（ご家族、支援者を含む）がサービスの利用調整ができる方、ご自身で計画作成を希望する方などが作成するものです。サービス等利用計画で行うモニタリングはありません。

市町村によってセルフプランの
書式が異なります



■サービス利用までの流れ

計画相談支援の場合

① 相談受付

- ・電話やメールなどで受け付けます

②相談支援事業所との面談

- ・相談支援専門員がお話を伺います
(家庭訪問・来所相談など)
- ・どのような困りごとがあるのかをお聞きし、
困りごとを叶えるためのサービスをご紹介します

③相談支援事業所との契約

- ・相談支援事業所と契約をします

④サービス等利用計画案の作成

- ・相談支援専門員が計画書の案を作成します

⑤サービス申請の手続き

- ・行政窓口へ行き利用したいサービスの申請手続きを行います

⑥支給決定

- ・受給者証が届きます
※受給者証とは
サービス利用に必要な物です
サービス利用する事業所との契約に必要です

⑦関係者会議の実施

- ・利用するサービスの話し合いをします

⑧サービス等利用計画の作成

- ・計画書の案を完成させます

⑨サービスの利用開始

- ・サービスを利用する事業所と契約します

⑩モニタリング

- ・計画書の見直しを行います

セルフプランの場合

①サービス申請の手続き

②セルフプランの作成

- ・ご自分又はご家族で計画書を作成します

③支給決定

④サービスの利用開始



事業所の照会は次ページから！

※サービスの内容にもよりますが、サービスが利用できるようになるまで約 1～2 ヶ月程かかります。